

南砺市空き家バンク活用促進事業補助金

南砺市では、空き家バンクの活用を促進するため、空き家バンクにご登録いただいた物件が売買または賃貸された場合に、**所有者・購入者・借主・協定業者**に補助金を交付しています。

●補助金の対象、補助額、補助率

補助金名	対象	補助額(上限)		補助率	対象者
		売買物件	賃貸物件		
1 登録促進補助金	㊦家財道具等の処分に支払った代金	10万円	10万円	1/2	所有者
	㊧建物診断及び簡易な補修に支払った代金	10万円	—	1/2	
2 売却・賃貸借成立補助金	①売買代金	10万円	—	1/10	
	②1年間の賃貸料相当額	—	5万円	1/5	
3 賃貸物件登録改修補助金	空き家バンクに賃貸物件として登録する物件の増築、改修に支払った代金	—	150万円	1/2	
4 購入住宅改修等補助金	増築、改修等に支払った代金 (市外業者で施工)	50万円	—	1/2	購入者
	増築、改修等に支払った代金 (市内業者で施工)	150万円	—	1/2	
5 家賃補助金	3年間の賃貸料相当額	(月額)2万円 最長36カ月分申請可		1/2	借主
6 短期家賃補助金	3カ月以上1年未満の賃貸料相当額	(月額)5千円		1/2	
7 賃貸借仲介報奨金	—	—	5万円	—	仲介業者

●交付対象者

補助金名	対象者要件
1 登録促進補助金	㊦ 空き家バンク登録完了日以降、契約者へ引き渡すまでに家財道具等を片付け、売買または賃貸借契約を締結した所有者
	㊧ 空き家バンク登録完了日以降、契約者へ引き渡すまでに建物診断及び簡易な補修を行い、売買契約を締結した所有者 ※売買契約のみ対象
2 売却・賃貸借成立補助金	① 空き家バンクに登録された建物を売却した所有者
	② 空き家バンクに登録された建物で賃貸借の期間を1年以上とする契約を締結した所有者
3 賃貸物件登録改修補助金	空き家バンクに登録完了日以降、賃貸物件として登録するために改修し、賃貸借の期間を1年以上とする契約を締結した所有者
4 購入住宅改修等補助金	空き家バンクに登録された建物で、売買契約を締結した日以後1年半以内に、市外・南砺市内業者で増築、改修工事又は修繕を行った購入者
5 家賃補助金	空き家バンクに登録された建物で、賃貸借の期間を1年以上とする契約を締結した借主
6 短期家賃補助金	空き家バンクに登録された建物で、賃貸借の期間を3カ月以上1年未満とする契約を締結した借主
7 賃貸借仲介報奨金	空き家バンクに登録された建物で賃貸借契約を成立させた協定業者

●申請書類(所有者)

	書類		備考	申請時期
すべての方	☐ 各種申請書	原本	市役所窓口、ホームページで入手可	
	☐ 賃貸又は売買に係る契約書の写し		契約日、契約者、署名押印がわかるもの	
	☐ 住宅の位置図		付近の見取図	
	☐ 空き家バンク登録完了通知書の写し			
	☐ 世帯全員の市税の完納証明書又は非課税証明書	原本	・1月1日現在で住所がある市町村窓口で発行 ・高校生以上が提出対象	
売却成立補助金・賃貸借成立補助金	☐ 上記の書類すべて			【売却成立補助金】 購入者から売買代金を受領したとき
	☐ 売買代金又は賃貸料(1年以上)の受領が確認できる書面の写し		通帳の写しや領収書など	【賃貸借成立補助金】 <u>借主より中断することなく1年を経過し賃貸料の支払いの受領を終えたとき</u>
登録促進補助金	☐ 片付け内訳明細書		⑦に該当する方のみ提出	⑦片付けに係る代金の支払いを終えたとき。 ⑧建物診断及び簡易な補修に係る代金の支払いを終えたとき。
	☐ 片付け(着手前、片付け後の写真)		⑦に該当する方のみ提出	
	☐ 片付けに係る代金の領収書の写し		⑦に該当する方のみ提出	
	☐ 建物診断明細書		見積書など ⑦に該当する方のみ提出	
	☐ 簡易な補修明細書		見積書など ⑦に該当する方のみ提出	
	☐ 建物診断に係る代金の領収書の写し		⑦に該当する方のみ提出	
	☐ 簡易な補修に係る代金の領収書の写し		⑦に該当する方のみ提出	
改修補助金 賃貸物件登録	☐ 改修工事内訳明細書		見積書など	<u>改修代金の支払いを終え、借主より中断することなく1年を経過し賃貸料の支払いの受領を終えたとき</u>
	☐ 改修工事写真(着工前、完成後の写真)			
	☐ 改修工事に係る代金の領収書の写し			
	☐ 賃貸料(1年以上)の受領が確認できる書面の写し			

●申請書類(購入者)

		書類		備考	申請時期
購入住宅改修等補助金	☐	申請書		市役所窓口、ホームページで入手可	改修代金の支払いを終えたとき
	☐	売買に係る契約書の写し		契約日、契約者、署名押印がわかるもの	
	☐	工事内訳明細書		見積書など	
	☐	工事写真(着工前の写真、完成後の写真)			
	☐	住宅の位置図		付近の見取図	
	☐	空き家バンク利用希望者登録完了通知書の写し			
	☐	世帯全員の住民票の写し(空き家バンクに登録された物件の住所のもの)	原本	マイナンバー以外全て記載があるもの	
	☐	増築、改修工事又は修繕代金の領収書の写し			
	☐	世帯全員の市税の完納証明書又は非課税証明書	原本	・1月1日現在で住所がある市町村窓口で発行 ・高校生以上が提出対象	

●申請書類(借主)

		書類		備考	申請時期
家賃補助金	☐	①申請書		市役所窓口、ホームページで入手可	<u>空き家バンクに登録された建物で中断することなく、1年を経過し賃貸料の支払いの受領を終えたとき</u>
	☐	②賃貸契約書の写し		契約日、契約者、署名押印がわかるもの	
	☐	③空き家バンク利用希望者登録完了通知書の写し			
	☐	④賃貸料(1年間以上)の支払が確認できる書面の写し		通帳の写しなど	
	☐	⑤世帯全員の市税等に滞納がないことを証する書類	原本	・1月1日現在で住所がある市町村窓口で発行 ・高校生以上が提出対象	
	☐	世帯全員の住民票の写し	原本	マイナンバー以外全て記載があるもの	
短期家賃補助金	☐	上記「家賃補助金」の提出書類①.②.③.④.⑤ ※①については「補助金交付申請書(家賃補助金)」から「補助金交付申請書(短期家賃補助金)」に、④については、「賃貸料(1年間以上)の支払が確認できる書面の写し」から「賃貸料(3カ月以上1年未満)の支払が確認できる書面の写し」に変わる。			<u>空き家バンクに登録された建物で中断することなく、賃貸借契約期間が経過し賃貸料の支払いの受領を終えたとき</u>

●申請書類(協定業者)

		書類		備考	申請時期
賃貸借仲介報酬奨金	☐	申請書		市役所窓口、ホームページで入手可	空き家バンクに登録済みの物件で賃貸借契約を成立させたとき
	☐	賃貸契約書の写し		契約日、契約者、署名押印がわかるもの	

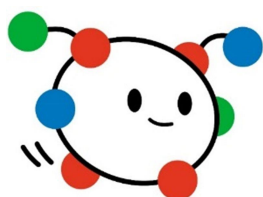
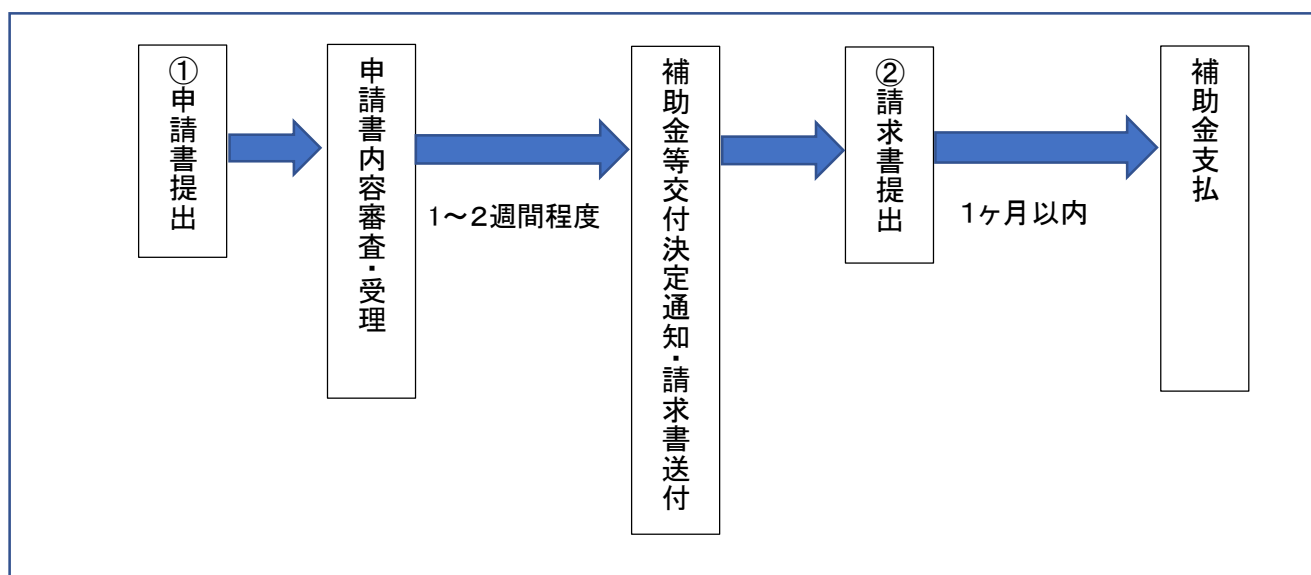
●申請の要件

世帯全員の市税の滞納が無いこと

●補助金の返還(以下に該当する場合、補助金を返還してもらうことがあります。)

- ・虚偽の申請などの不正な手段により支給を受けた場合
- ・購入住宅改修等補助金の交付の日から1年以内に転居した場合
- ・賃貸物件登録改修補助金の交付の日から5年以内に賃貸借をとりやめたとき
- ・誓約書にある期間内に世帯員が市税を滞納した場合

●補助金交付の流れ



【問い合わせ先】

南砺市荒木 1550 番地 南砺市役所 2 階
市民協働部南砺で暮らしません課
TEL:0763-23-2037